

国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成十六年達示第八十号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。
第十二条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第九の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれが高い方の額を支給する。

第十六条第三項中「地方公務員」を「地方公務員、地方独立行政法人の職員」に改める。

第二十四条中「及び年末年始の休日等」を「年末年始の休日等及び創立記念日」に改める。

第二十八条第二項中「第十二条に定める区分が第一種及び第二種」を「総長が指定する第一種及び第二種の区分」に改め、同条第四項（管理職加算適用表）中「俸給の特別調整額の区分」を「区分」に改める。

第二十九条第二号中「第二十四条第一項」の下に「及び国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部を改正する規則（平成十七年達示第三十四号）附則第二項」を加える。

第三十七条中「祝日法の休日」を「祝日法による休日」に、「又は同第十二条」を「勤務時間等規程第十二条」に、「である場合」を「又は勤務時間等規程第十三条に規定する創立記念日（勤務時間等規程第十四条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。）である場合」に、「同第四十二条」を「（同条第四号を除く。）就業規則第四十二条」に、「同第四十四条」を「就業規則第四十四条」に、「同第五十八条」を「就業規則第五十八条」に改める。

別表第九を次のように改める。

別表第九 俸給の特別調整額表（第12条関係）

職名	支給額	備考
副学長	200,000円	
研究科及び地球環境学 研究科長及び学舎長 附属の教育研究施設の長	300,000円 60,000円	（総長が指定するものに限る。）
附置研究所 研究所長 附属の研究施設の長	300,000円 60,000円	（総長が指定するものに限る。）
附属図書館長	300,000円	
医学部附属病院 病院長 看護部長 副看護部長 薬剤部長	300,000円 100,000円 60,000円 60,000円	（総長が指定するものに限る。）
全国共同利用施設の長	60,000円	

学内共同教育研究施設の長	60,000円 30,000円	(総長が指定するものに限る。)
機構長	100,000円	
保健管理センター所長	60,000円	
その他の学内組織の長	30,000円	(総長が指定するものに限る。)
事務本部及び部局事務部 部長及び事務部長 課長及び事務長 室長	100,000円 65,000円 65,000円	(総長が指定するものに限る。)
技術室長	65,000円	
医療技術短期大学部長	60,000円	

1. 研究科長又は学舎長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に50,000円を加算する。
2. その他特に総長が指定するものに対して支給する。
⁵ 1)の規程中、平成十七年四月一日からの規程に於て。